

12【国土交通省】国家戦略特区等提案検討要請回答.xls

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
A00401	NPO法人 サン・スマ	軽自動車による島しょ部での安全で小回りが効く移動を可能とすること	島しょ部である愛媛県越智郡上島町には、一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在していません。そのため、島民の要望である一般のタクシー事業を計画しています。島内の道路条件、事業の経済性を考慮し、使用する車両は既に福祉輸送事業限定で許可を得たガソリン車の軽自動車をそのまま活用することを計画しています。	島しょ部である愛媛県越智郡上島町では、一般乗用旅客自動車運送事業は、「島しょ部等による一般乗車旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。）」の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針に係る最低車両数の弾力的取扱いについて(四運自公第2号平成16年4月6日付け四国運輸局長告示)により最低車両一台から営業が可能ですが、その車種区分は⑧欄に記載の公示により普通車が軽自動車においては電気自動車に限定され、軽自動車においてはガソリン自動車は認められてなく、島しょ部内のみ業務に限定されている。	○「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について」四運自公第11号(平成27年11月16日 四国運輸局長告示)※四運自公第6号(平成28年6月30日一部改正) ○「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送業(1人1車制個人タクシーを除く。）」の許可申請事案及び事業計画変更許可申請事案等の処理方針に係る最低車両数の弾力的取扱いについて」に付されている条件(1)業務の範囲は、「島しょ部外において一般乗用旅客事業の営業を行ってはいならない。」※四運自公第2号(平成16年4月6日)	普通車、軽自動車(軽自動車は、電気自動車又は福祉輸送に限る。)に認めている一般乗用旅客運送事業の営業を、一般乗用旅客自動車運送事業者が存在しない島しょ部の場合は、ガソリン自動車の軽自動車(福祉輸送事業限定で許可を得た車両の使用範囲を広めること)でも可能となるよう取扱いを緩和すること。	国土交通省	タクシーにおける軽自動車の使用については、車両を長時間・高頻度で運行の用に供するタクシー事業の特性や軽自動車の特性にかんがみ、運転者の労働条件及び労働環境に悪影響を与えることを防止するため、原則として認めていない。 なお、軽自動車を使用することができる運送形態としては、乗合タクシー及び自家用有償旅客運送があるため、そちらの制度の活用もご検討いただきたい。
A00601	ハピネス	自立型タワー	自立型タワーの設計・建設、維持管理、運営業務、詳細は別紙参照	建ぺい率 容積率 高度制限	建築基準法等	2020年オリンピック、パラリンピックの開催に向けた国際都市の形成を図るため、自立型タワーの建設に当たっては、 ①建ぺい率の適用緩和、 ②容積率の適用緩和、 ③高さ制限の緩和などを措置する。	国土交通省	建ぺい率、容積率、高さ制限の緩和については、周辺の道路整備の状況や市街地環境への影響等を考慮し、都市計画決定権者である川越市が適切に判断することとなります。 したがって、まずは、川越市に対し、諸規制の緩和について相談することを検討いただきたいと考えます。
A00701	NPO法人 サン・スマ	乗換せずに目的地までの移動のために島しょ部における一般乗用旅客運送事業の業務の範囲の拡大	島しょ部である愛媛県越智郡上島町には一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在していません。バスの減便により困っている島民の要望である一般のタクシー事業を当NPOでは計画している。 現行の「島しょ部限定の一般乗用旅客運送事業」は、普通車1台で事業が可能だが、その事業範囲が「島内のみ移動」に限定される。そのため、島民が島外の病院へ通院する場合、島内から港まで及び港から島内へのタクシー事業は可能だが、島の港から島民とともにフェリーに乗船し、下船の後、島外の病院への移動手段としてのタクシー事業を展開することが認められない。 このため、当NPOでは発地・着地のいずれかが島しょ部であればタクシー事業が可能となるように業務範囲の拡大を認めてもらうことで、島民の利便性が向上する。	①島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送業の業務の範囲は、「島しょ部外において一般乗用旅客事業の営業を行ってはいならない。」こととされている。 ②介護タクシー事業利用対象者以外の島民移動には運営協議会を経て自家用有償旅客運送(交通空白地)の登録が必要とされている。	○「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送業(1人1車制個人タクシーを除く)の許可申請事案及び事業計画変更許可申請事案等の処理方針に係る最低車両数の弾力的取扱いについて」に付されている条件(1)業務の範囲は、「島しょ部外において一般乗用旅客事業の営業を行ってはいならない。」こととされている。 ※四運自公第2号(平成16年4月6日) ○「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」国自旅第145号(平成18年9月15日自動車局長通知)※国自旅第370号(平成27年4月1日)一部改正	四国との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない場合は、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を行う際、現行の業務の範囲である「島しょ部外において営業を行ってはいならない」旨の規制を緩和すること。	国土交通省	タクシー事業者の存在しない島しょ部において、当該島しょ部内の輸送サービスを確保し、島しょ部における地域の活性化、観光振興等を図るため、タクシー参入時の最低車両数を1両に緩和する特例的な取扱いを定めている。 そのため、「島しょ部外において営業を行ってはいならない」旨の条件は、最低車両数を大幅に緩和されて参入する者と、それ以外の者との公正な競争を確保するために付しているものあり、現状において、当該条件を緩和することは困難である。

12【国土交通省】国家戦略特区等提案検討要請回答.xls

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
A00801	曾於市	無人航空機(ドローン)を用いた農業散布に係る航空法の特例	無人航空機を用いて薬剤の散布を行う場合は、国土交通省から許可を受ける必要があり許可までには3週間程度を要す。 ここで本市内の農地で無人航空機を用いて、病害虫防除を目的とした薬剤散布を行う者については、『空中散布等における無人航空機利用技術指導指針』に基づき、一般社団法人農林水産航空協会(以下農水協)が認定した、技術者養成校の修了者かつ、農水協が選定した機種を使用する場合については、航空法132条の2に係る“危険物運搬、物品投下の”規制の特例とし、市への届出のみで散布を可能にする。 これにより適期散布及び散布状況の把握が可能となり無人航空機の安全な使用にもつながる。	・無人航空機での危険物運搬 ・物件投下 ・対人・対物間距離30m未満飛行禁止	航空法132条の2関係	(1)無人航空機での農業散布を行う者は、5日前までに市に散布する者の氏名、住所等、農地地番、散布日時、認定機体使用、技能認定状況等を報告する。(また3カ月単位での申請も可能とするが、変更がある際は速やかに報告する。) (2)市は報告された内容を確認し受理する。 ※養蜂、合鴨等、人家や人の集まる施設に隣接していないかを確認し、場合によっては散布は認めない。 (3)市は散布の状況を管轄する期間に報告する。	国土交通省	(調整中)
A00901	曾於市	無人航空機(ドローン)の研究開発及び、産業利用のための技術開発に係る航空法、電波法の特例	無人航空機の機体や、無人航空機を用いた技術開発を行う研究機関(企業、大学、高専等)に対して、曾於市内の指定された場所(廃校や市有林、競技場等)を研究・開発・試験等を行うフィールドとして提供する。 この研究フィールド内においては、航空法132条及び電波法の規制の特例区域とし、管轄機関への許可を受けずにスムーズに試験・研究が行えるように法的な整備をするとともに、充電施設等のハード面の整備も行ない、企業や研究機関を誘致し、先端技術の開発の拠点づくりを行う。	・150m以上の空域の飛行 ・夜間飛行、目視外飛行、危険物運搬、物件投下、対人・対物間距離30m未満飛行の禁止等全ての事項 ・電波法による1.2GHz帯における出力を無線操縦については100mW、画像転送については3Wまで使用可能にする。	・航空法132条 ・航空法132条の2関係 ・電波法施行規則第6条第2項	(1)本市内の廃校や、市有林、競技場等を試験場として指定し試験飛行等を行いたい者は市に施設使用の申請をする。 (2)市は施設の利用状況等を調整し、住民等に影響がないと思われる日時に使用許可を出す。 (3)市は使用した状況を管轄する機関へ報告する。	総務省 国土交通省	(調整中)
A01701	NPOとかちアクティブガイド	沿岸の一定区域を観光、レジャー事業のための占有管理場所としての認可	本事業は、沿岸区域等にライセンスエリアを設定し、NPO法人が主体となり、サーモンフィッシングを広く一般に提供し、他に類のない新しいレジャー産業として地域の発展に貢献する。また、ライセンスエリアでの収益の一部をさげます孵化放流事業に寄付し、増殖事業に寄付する。	海岸保全区域や、一般公共海岸区域において、施設(ビジターセンター、倉庫、管理棟、駐車場、手洗い場)等を整備するためには、占有許可が必要。	海岸法第7条第1項、同法第37条の4	キャッチ&イートを標語にサーモンフィッシングのライセンス制を柱とした総合観光事業を行い地域の活性を図る場合は、占有許可を不要とする。	国土交通省	海岸法に定める海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占有許可は、本来一般公共の自由使用に供されるべき海岸について、一般公共の用に供するという目的ないし用途を妨げず、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないことを個々の申請内容に応じて判断し、許可されるものである。 したがって、占有の目的がどのようなものであっても、海岸の保全等に対する支障の有無を判断することなく当該許可を不要とすることは適当ではない。 なお、今回の御提案については、教示のあった情報のみでは、予定している占有態様の詳細、占有許可申請を巡る地元市町村とのやりとりの詳細、各設置予定物件の種類・規模・設置位置等や占有許可を申請できない特段の事情や具体的支障等が不明であり、そもそもの占有許可申請の可否等も含め、判断が困難である。
A01801	一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会	外国人留学生の在留資格緩和に関する提案	県内のホテル、飲食店等を始めとした観光関連産業においては、急激な観光客数の増加対応ができず、深刻な人材不足が続いているが、沖縄県は今後もさらなる観光客の増加が見込まれるところである。このため、観光・サービス業関連の外国人留学生の在留資格を緩和することで、外国人が旅行しやすい環境を整備し、今後の沖縄観光の国際競争力強化、県内経済の発展、職業を通じたアジア等諸地域との交流を促進し、ひいては沖縄県の強みを生かした観光の振興、国際的な観光地としての地位確立を図る。	調理師、製菓衛生師、美容師、理容師等の外国人材については、現行制度では就労のための在留資格がない。	出入国管理及び難民認定法	県内専修学校専門課程を卒業し、国家資格(調理師・製菓衛生士・美容師・理容師等)を取得した生徒が、沖縄県内において、それを専門とする職種に就いた際に、当該生徒の日本での在留資格を認める。	法務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人への処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「未来投資戦略2017」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、まずは政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。